

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番 号	協定項目	調整の内容（案）	参考（小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較）				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語 句	内 容	摘 要	
25 - 12	商工・観光関係 第6回（H20.8.28）提案 第6回（H20.8.28）確認	3．観光振興事業について （1）祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。	3．観光振興事業について （1）祭り・イベント 祭り・イベントについては、伝統や歴史文化が損なわれないよう、現行のまま、新市に引き継ぐ。ただし、内容・期日等が類似しているものについては、新市において検討する。				16
		（2）観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	（2）観光施設整備事業 観光施設整備については、各市町の状況を踏まえ、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				17
		4．観光関係団体について （1）観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう観光協会へ協議調整の支援を行う。	4．観光関係団体について （1）観光協会 観光協会については、合併後3年を目処に統合するよう、観光協会へ協議調整の支援を行う。				19
		（2）第三セクター（株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。	（2）第三セクター（株式会社北きりしまリゾート 牧場・ハーメックのじり株式会社） 第三セクターについては、現行のまま、新市に引き継ぎ、新市移行後、経営形態や運営方針の検討を行う。また、市民の一層の利用を促すとともに市外者についても広報等を強化する。				20
			（3）「日本で最も美しい村」連合 新市での観光地PR等も含め、加入継続すべきであり、高原町の制度等を適用する。			調整内容中「(3)」を削除する。	
25 - 14	建設関係 第3回（H20.6.26）提案 第3回（H20.6.26）確認	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	道路・橋梁関係について 【道路維持】 当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。				6
25 - 15	下水道関係 第3回（H20.6.26）提案 第3回（H20.6.26）確認	1．公共下水道事業について （1）下水道使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	1．公共下水道事業について （1）下水道使用料 下水道使用料については、小林市の料金を基本として合併後3年を目処に調整する。			調整内容中「下水道使用料については、」を削除する。 「料金」を「制度等」に変更する。	5

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-15	下水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	(2) 受益者負担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 受益者負担金 受益者負担金については、野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「受益者負担金については、」を削除する。「野尻町が平成22年度に事業完了の予定であり」を「小林市の制度等を基本として」に変更する。	6
		2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	2. 農業集落排水事業について (1) 使用料 使用料については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「使用料については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	16
		(2) 分担金 小林市の制度等を基本として、合併後3年を目処に統合するよう調整する。	(2) 分担金 分担金については、小林市の制度等を基本とし、合併後3年を目処に統合するよう調整する。			調整内容中「分担金については、」を削除する。「し」を「して」に変更する。	17
25-16	水道関係 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 現行のまま、新市に引き継ぐ。	1. 上水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	3
		(2) 水道加入金 現行のまま、新市に引き継ぐ。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	5
		2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 当面は、現行の料金体制を維持し、将来的には妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。経営状況を分析する。	2. 簡易水道事業について (1) 水道料金の算定方法 水道料金の算定方法については、当面現行の料金体制を維持し、妥当性・公平性・安全性を尊重し、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。また、経営状況について分析を行う。			調整内容中「水道料金の算定方法については、」「また、」を削除する。「は、」「将来的には」を挿入する。	12
		(2) 水道加入金 一次側においては、すべて水道事業者が管理する方向で調整する。当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。	(2) 水道加入金 水道加入金については、一次側においては、全て水道事業者が管理する方向で調整し、合併後3年目処に新たな制度等を制定する。			調整内容中「水道加入金については、」を削除する。一部文言を変更する。	14

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-17	学校教育関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認	1.小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、野尻町では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。	1.小・中学校の規模適正化については、当面現行どおりとする。 小中一貫教育については、小林市で平成21年度から実施する予定であり、 <u>高原町・野尻町</u> では具体的な検討がなされていないため、当面現行どおりとし、合併後3年を目処に調整していくものとする。			調整内容中「高原町」を削除する。	7
		2.奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。	2.奨学金、育英資金については、小林市の制度等に統一する。 <u>なお、高原町において合併前に貸付を受けた者に係る貸付額及び償還については、合併前の高原町育英資金貸付基金条例の例による。</u> <u>また、高原町の基金は、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u> 教育資金融資制度については、九州労働金庫と協議を行い、合併までに統合するよう調整する。			両市町に関することではないため削除する。	12
25-18	社会教育関係 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。	成人の日記念行事については、現行により実施するが、記念品等は統一する。合併後、実情や体制等を勘案しながら、一会場での開催に向けて調整していく。				9
25-19	その他関係 市町の計画、運輸・通信 第3回(H20.6.26)提案 第3回(H20.6.26)確認	1.市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、野尻町の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。	1.市町の計画について 総合計画については、小林市の制度等に統一することとし、合併翌年度に、 <u>高原町、野尻町</u> の施策及び新市基本計画を踏まえ、小林市の総合計画を一部見直す。			調整内容中「高原町、」を削除する。	2
		2.運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。	2.運輸・通信について コミュニティバス等については、運行地域が異なるため、当分の間は現行どおりとするが、利用料金等については、地域公共交通会議等の意見を踏まえ、合併後3年を目処に統一する。				3
	企画 第6回(H20.8.28)提案 第6回(H20.8.28)確認	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。	ふるさと振興基金は統合する。なお、基金の活用状況が異なるため整理し、合併までに新たな制度を制定する。				2

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25-19	住民 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。	【住民窓口(支所・出張所等での取扱い)】 高原庁舎、野尻庁舎の窓口業務は、小林市須木庁舎にならない調整する。 西小林出張所及び紙屋支所(出張所)の窓口業務は、現行のまま、新市に引き継ぐ。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	2
	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。	1.投票所については、現行のまま、新市に引き継ぐ。				2
		2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	2.投票所の閉鎖時刻について (1)公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条第1項の規定により行われる増員選挙有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 有権者の投票行動等を十分検証する必要がある、有権者はもちろん立候補者にとっても不公平感のない投票所運営方法を合併までに調整する。				2
		3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。	3.期日前投票所は本庁、須木庁舎、高原庁舎、野尻庁舎に各1箇所とする。閉鎖時刻については合併までに調整する。			調整内容中「高原庁舎、」を削除する。	4
		4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 野尻選挙区に開票所を設ける。	4.開票所については選挙区ごとに設置する必要があるため、選挙区の設置次第で開票事務の取扱いが異なる。 (1)公職選挙法第34条第1項の規定により行われる増員選挙 高原選挙区、野尻選挙区それぞれに開票所を設ける。			調整内容中「高原選挙区、」「それぞれ」を削除する。	6
		(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。	(2)合併後、最初に行われる一般選挙 1開票所に集約し、一括して開票事務を行う。				6
		5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。	5.開票開始時刻の取扱いについては、投票箱送致に要する時間を勘案し、開票時刻を設定する必要があるため合併までに調整する。				6

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 19	選挙 第8回(H20.10.9)提案 第8回(H20.10.9)確認	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。	6.選挙公費負担の取扱いについては、小林市の制度等に統一する。				9
	交通安全 第5回(H20.8.21)提案 第5回(H20.8.21)確認	交通指導員については、現状の実人員24名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。	交通指導員については、現状の実人員32名を定数とする。交通指導員の勤務日については合併までに調整する。			32名より高原町の人員を差し引いた人員24名とする。	4

**【参考資料】**

**合併新法による議員の定数・任期の特例（編入合併）**

**1 地方自治法の原則**

編入される議会議員は失職

合併により人口が増え、法定定数が編入する市の条例定数を上回る場合、その上回っている定数分について議員条例定数を改正し、増加定数分の増員選挙を行うことができる。（地方自治法第91条）

**2 合併新法による特例（編入合併）**

関係市町村の協議により、以下のいずれかの特例をとることができる。

**定数特例（合併新法第8条）**

ア 合併直後、人口比に応じた特例定数により、編入される町の区域のみを選挙区とした増員選挙を行うことができる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、その合併特例定数で選挙することができる。

**在任特例（合併新法第9条）**

ア 編入先の議会の残任期間、編入される町の議員全員が議員として残任できる。

イ さらにその後1回目の一般選挙に限り、上記の定数特例を準用し、編入される町の区域を選挙区として合併特例定数で選挙することができる。

**議員定数の上限（地方自治法第91条第2項）**

**地方自治法**

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

特例定数

【増員定数 = 編入する市の条例定数 × (編入される町の人口) ÷ (編入する市の人口)】  
小数点以下切り捨て

$$\text{野尻町} \quad 24 \text{人} \times ( 8,670 \text{人} \div 41,150 \text{人} ) = 5.05 \dots 5 \text{人}$$

人口の定義及び各市町議員定数

平成 17 年国勢調査人口及び各市町議員定数

(人口の定義)

第 2 5 4 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

	小林市	野尻町	計
人口(人)	41,150	8,670	<b>49,820</b>
議員数(人)	24	10	<b>34</b>

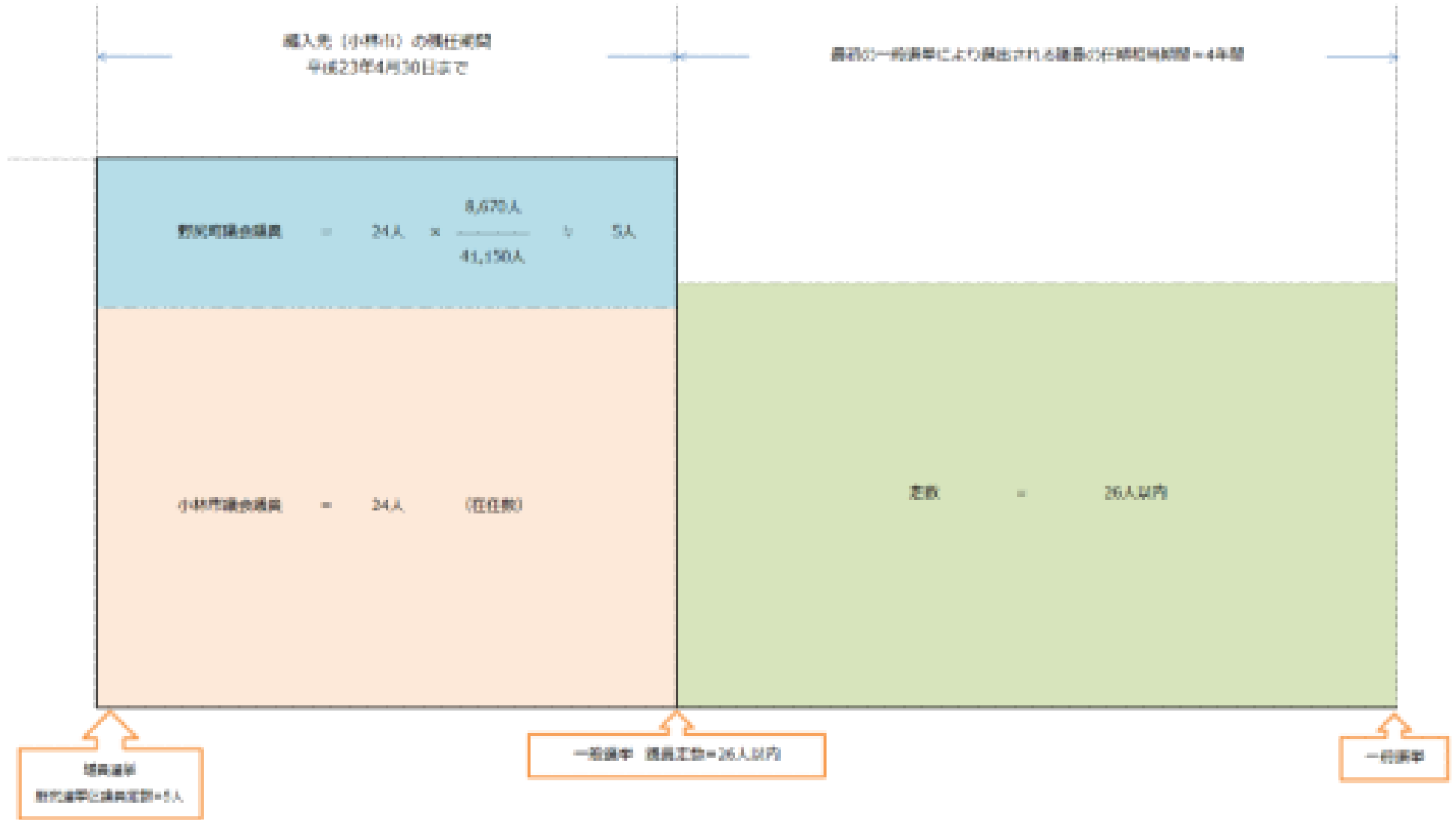
## 議会議員の定数及び任期の取扱いに係る特例の選択肢及び適用概要

区分	合併特例法を適用しない場合 (原則)	定数に関する特例を適用する場合 (合併特例法第8条)	在任に関する特例を適用する場合 (合併特例法第9条)
議会の議員の身分	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は合併の日の前日をもって全て失職する。 ただし、野尻町を区域とした選挙区を設け、人口に応じた定数(野尻町5人)の増員選挙を行う。	小林市議会議員は引き続き身分を有する。 野尻町議会議員は、小林市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、合併後の小林市議会議員として在任することができる。
特例による議員の任期	/	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第8条第2項])	平成23年4月30日まで (小林市議会議員の残任期間に相当する期間[合併特例法第9条第1項第2号])
特例による議員の数	/	野尻町5人 【野尻町】 (野尻町の人口8,670人÷小林市の人口41,150人×小林市議会の定数24人=5.05人 5人) この場合、合併後の小林市議会の定数は29人となる。 (24人+5人=29人) 平成17年国勢調査人口 小林市41,150人、野尻町8,670人(計49,820人) 地方自治法第91条による合併後の市の上限定数は26人	野尻町10人 この場合、合併後の小林市議会議員の定数は34人となる。(24人+10人=34人) 地方自治法第91条の定数を超える場合も、当該数をもって合併後の小林市議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全てなくなったときは、その定数は第91条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	原則として、選挙は行わない。	当該条例施行日から5日以内に市議会議長から市選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。 (公職選挙法第111条第3項) 当該条例施行日とあるのは、合併の日とする。 (合併特例法第8条第4項) 市議会議員の増員選挙は、これを行うべき事由が生じた日から50日以内に行う。(公職選挙法第34条第1項)	選挙は行わない。

の特例を適用する場合、合併協議会の協議により、合併後最初に行われる一般選挙においても、の定数特例を適用することができる。



# 定数特例概要



## 関係法令

### 公職選挙法

( 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙等 )

**第 34 条** 地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙( 第 114 条の規定による選挙を含む。 ) 又は増員選挙若しくは第 116 条の規定による一般選挙は、これを行うべき事由が生じた日から 50 日以内に行う。

### 地方自治法

**第 91 条** 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- (1) 人口 2 千未満の町村 12 人
- (2) 人口 2 千以上 5 千未満の町村 14 人
- (3) 人口 5 千以上 1 万未満の町村 18 人
- (4) 人口 1 万以上 2 万未満の町村 22 人
- (5) 人口 5 万未満の市及び人口 2 万以上の町村 26 人
- (6) 人口 5 万以上 10 万未満の市 30 人
- (7) 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人
- (8) 人口 20 万以上 30 万未満の市 38 人
- (9) 人口 30 万以上 50 万未満の市 46 人
- (10) 人口 50 万以上 90 万未満の市 56 人
- (11) 人口 90 万以上の市 人口 50 万を超える数が 40 万を増すごとに 8 人を 56 人に加えた数( その数が 96 人を超える場合にあっては、96 人 )

## 市町村の合併の特例等に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

**第8条** 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第16条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第8条第6項において準用する同条第3項」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

**第9条** 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定

数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 第1項又は前項において準用する前条第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

【参考資料】

農業委員会の委員の原則・特例比較表

区 分		選挙委員			選任委員	要件等
		選出方法等	定 数	任 期		
合併後の新市に 1つの農業委員会を置く場合		原則	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職	編入した市町村の従前の定数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	編入した市町村の従前の定数 + 協議により、40を超えない範囲で定めた数	編入した市町村の従前の委員の残任期間	編入した市町村の委員は存続 編入された市町村の委員は失職
合併後の新市に2つ以上の農業委員会を置く場合	従前の区域と異なる区域に農業委員会を置く場合	原則	各委員会ごとに選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	新たに選任
		在任特例	存続 ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選	協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数	合併後1年を超えない範囲で、協議で定める	新たに選任
	従前の区域に農業委員会を置く場合	特例	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続	従前の定数	従前の各委員会の委員の残任期間	従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続

新市の区域面積 24,000ha  
または農地 7,000haを超えること。

## 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（設置）

- 第3条** 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったものの区域内の農地面積（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。）を除く。）が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条** 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## 市町村合併の特例等に関する法律（抜粋）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

**第 11 条** 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第 35 条第 1 項の規定により地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第 1 項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。



## 参考法令等（条文等抜粋）

### 地方税法（抜粋）

#### （市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- （1）市町村民税
- （2）固定資産税
- （3）軽自動車税
- （4）市町村たばこ税
- （5）鉱産税
- （6）特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の3第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- （1）都市計画税
- （2）水利地益税
- （3）共同施設税
- （4）宅地開発税
- （5）国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

#### （公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

**(受益に因る不均一課税及び一部課税)**

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

**(市町村民税の納税義務者等)**

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。

(1) 市町村内に住所を有する個人

(2) 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(3) 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

(4) 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下本節において「寮等」という。)を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

(5) 法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

**(個人の市町村民税の非課税の範囲)**

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税(第2号に該当する者にあつては、第328条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 分離課税に係る所得割につき前項第1号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況によるものとする。

3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

(個人の均等割の税率)

第310条 個人の均等割の標準税率は、3,000円とする。

(法人等の均等割の税率)

第312条 法人に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 次に掲げる法人 イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。)に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。) ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額 5万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円

**【令】第48条の2**

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

**(法人税割の税率)**

第314条の4 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によって申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

**(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)**

第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

**(固定資産税の納税義務者等)**

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

### (固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

- 2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であってその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

### (固定資産税の免税点)

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

### (固定資産税の賦課期日)

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

### (固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

- 2 固定資産税額(第364条第10項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

### (固定資産課税台帳等の備付け)

第380条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

- 2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。)の備付けをもって行うことができる。

3 市町村は、第1項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによって、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

**(都市計画税の課税客体等)**

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあっては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条(第3項、第8項及び第9項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

**(都市計画税の非課税の範囲)**

第702条の2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで、第7項若しくは第9項又は第351条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

**(住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例)**

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係